

岩手県告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第836号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市
- 2 実施した期間 平成30年11月1日から平成31年3月1日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）